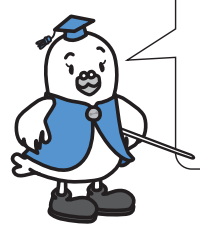


# 3 給与はどうやって決まっているの？

本市職員の給与は、地方公務員法に基づき、国やほかの地方公共団体と民間企業の従業員の給与などを考慮して定められています。

具体的には、人事委員会が民間事業所の給与などを調査し、その結果に基づいて市長と市議会に給与の勧告を行います。これを受け、最終的には市議会の条例審議を経て、給与が決定します。

平成14年から、4年連続して月々の給与を引き下げよう勧告を受けています。



## 職員の給与が決まるまで

### 札幌市人事委員会

市長から独立した人事や給与についての専門機関

### 給与実態調査

国や北海道の同種機関と共同して、民間事業所の給与の実態調査を実施。

※従業員100人以上の企業における従業員50人以上の事業所が対象。今年度は、市内604カ所の対象事業所から150カ所を無作為に選び出し、4月の給与について調査しました。

勧告

市議会

可決

この条例で給与が決定！

札幌市職員給与条例

条例案提出

市長

勧告

## 平成17年度の状況

### 給与実態調査

#### 民間従業員の給与

#### 一) 本市職員の給与

▲ 5,576円(公民較差)

較差を解消するため…

### 勧告(9月)

主な内容

- 月々の給与を1.37%引き下げ
  - ※国は0.36%
- 勤勉手当を0.05月分引き上げ
  - 平均年収約71,000円減
- 初任給基準の引き下げ

### ■初任給(一般行政職)

(平成17年4月1日現在)

区分	札幌市		国	
	初任給	2年経過日	初任給	2年経過日
大学卒	175,800円	190,100円	I種 179,800円 II種 170,700円	198,600円 184,400円
高校卒	141,900円	152,800円	138,800円	148,500円

※国家公務員の大学卒は、採用試験の区分によりI種とII種に分かれています。

### ■経験年数別平均給料月額(一般行政職)

(平成17年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	276,930円	345,092円	389,086円
高校卒	230,905円	284,104円	344,656円

※経験年数とは、学校卒業後直ちに市職員として採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、採用前に民間などの経歴がある場合は、その経験を加えた年数をいいます。

### ■平均年齢・給料月額(一般行政職)

(平成17年4月1日現在)

年齢	43歳6カ月	給料月額	357,964円
----	--------	------	----------

職員の勤務条件は、労働基準法や地方公務員法などの法律、条例や規則で定められています。



## その他の休暇

結婚、産前・産後、病気、介護の休暇や育児休業制度などが設けられています。

## 年次休暇

民間企業と同様に、一年度につき二十日の年次休暇が与えられます。また、その年度中に使用しなかった年次休暇は、二十日を限度に翌年度に限り繰り越すことができます。

## 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は、月曜から金曜までの午前八時四十五分から午後五時十五分までです。

# 4 勤務時間や休暇はどうなっているの？